

## 2024年10月1日以降始期契約 傷害保険等の商品改定

対象種目によって、該当のページをご確認ください。

- ① 団体総合生活保険.....1～2ページ
- ② 総合生活保険.....3～4ページ
- ③ トータルアシストからだの保険..... 5～7ページ
- ④ 国内旅行傷害保険等.....8ページ

# 団体総合生活保険の

## 2024年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

### 団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2024年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1	新たに販売する補償	
補 償	改 定 項 目	概 要
こども傷害補償	「教育継続支援特約」の発売	扶養者が5疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)により入院または在宅療養が必要となり、その状態が一定期間継続した場合に、てん補期間を限度に毎月定額の保険金をお支払いする「教育継続支援特約」を発売します。 毎月定額の保険金をお支払いすることにより、扶養者が病気療養中であっても、習い事等お子様の将来に向けた教育を継続しやすくなるよう支援いたします。

### 2 主な改定ポイント

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償	
①傷害補償	②賠償・財産・費用に関する補償

変更する補償		改定項目	概要
①	②		
	○	「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます(*1)。 また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします(*2)。  (*1)「ゴルフ賠償責任補償特約」または「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、保険料改定は行いません。 (*2)「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、既に補償対象です。
○		「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料を引き上げます。 また、本特約を保険期間の途中でセットすることおよび削除することを不可とします。

変更する補償		改定項目	概要
①	②		
	○	「ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。 また、保険金額を100万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止します。
○		「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大	「交通事故傷害危険のみ補償特約」において、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。
	○	「ドローン」の取扱いの明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。  <対象特約> 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約、住宅外等追加補償特約
○	○	道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。  <対象特約> 交通事故傷害危険のみ補償特約、個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救援者費用等補償特約、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約、住宅外等追加補償特約

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」や「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-23016-202405

総合生活保険の  
2024年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

**総合生活保険 商品改定のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております総合生活保険について、2024年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

**1 主な改定点**

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償				
①傷害補償	②子ども総合補償	③個人賠償責任補償	④ゴルファー補償	⑤ハンター補償

変更する補償					改定項目	概要
①	②	③	④	⑤		
○		○	○	○	「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます(*)。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。  (*)「ゴルフ賠償責任補償特約」または「ハンター賠償責任補償特約」がセットされている場合、保険料改定は行いません。
			○		「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料を引き上げます。
			○		「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。また、保険金額を100万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止します。
○					「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大	「交通事故傷害危険のみ補償特約」において、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。

変更する補償					改定項目	概要
①	②	③	④	⑤		
○	○	○	○	○	「ドローン」の取扱いの明確化	<p>「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。</p> <p>&lt;対象特約&gt; 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約、住宅外等追加補償特約</p>
○	○	○	○	○	道路交通法改正に伴う改定	<p>新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。</p> <p>&lt;対象特約&gt; 交通事故傷害危険のみ補償特約、個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救援者費用等補償特約、住宅外等追加補償特約</p>
○			○		法人契約の引受けにおける被保険者人数要件の緩和	<p>法人契約における被保険者人数要件について、「2名以上」から「1名以上」に緩和します。</p>

このご案内は、2024年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-23017-202405

トータルアシストからだの保険の  
2024年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

**トータルアシストからだの保険 商品改定のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいておりますトータルアシストからだの保険について、2024年10月1日以降始期契約より商品を改定いたします。また、2025年10月1日以降始期契約より、お客様にとって分かりやすく手続きしやすい商品への刷新および商品ラインアップ見直しの観点を踏まえた改定も予定しております。つきましては、2024年10月以降始期契約の改定内容および2025年10月以降始期契約の改定概要について、以下のとおりご案内いたします。

弊社と致しましては、今後とも、お客様のニーズにお応えした新商品・サービスの開発に努めていく所存でございますので、引き続きご愛顧くださいますよう心よりお願い申し上げます。

敬 具

**2024年10月1日以降始期契約の改定のご案内**

**1 改定する商品**

トータルアシストからだの保険(傷害定額、ゴルファー、所得補償)

**2 主な改定点等**

商品名称			改定項目	概要
傷害定額	ゴルファー	所得補償		
	○		からだの保険(ゴルファー)の傷害補償の保険料改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、保険料を上げます。
	○		「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、保険料を上げます。また、保険金額を100万円とするプランの販売を停止します。
○	○(*1)		「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、保険料を上げます(*1)。また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。 (*1) からだの保険(ゴルファー)は、保険料改定を実施しません。

商品名称			改定項目	概要
傷害定額	ゴルフ	所得補償		
○	○		「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいたいの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。また、分かりやすさの観点から、仕様（自発的通信機能の有無）により補償対象か否かが異なっているデジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機等の機器の取扱いについて、一律補償対象とします。 ＜対象特約＞ 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約
○	○		「携行品特約」等における「ドローン」の取扱いの明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。 ＜対象特約＞ 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約
○	○		「携行品特約」等における免責事由（保険金をお支払いしない場合）の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 ＜対象特約＞ 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約
○			「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大	原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。
○	○		みなし通院における「ギプス等」の規定改定	通院日数にかかわる「ギプス等」の規定を自賠責保険の支払基準に合わせます。
○	○		道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。 ＜対象特約＞ 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救済者費用等補償特約、認知症諸費用補償特約、交通事故傷害危険のみ補償特約
○	○	○	商品・特約等に関する新規販売の停止	商品ラインアップの見直しの観点から、以下の商品・特約等について新規販売を停止します。 ＜対象商品・特約等＞ からだの保険（所得補償）、保険期間が1年未満の短期契約、共同保険、ご契約者が法人または個人事業主のご契約、就業中のみの危険補償特約
○	○	○	Web証券・Web更新案内の導入	保険証券および更新案内の提供方法について、書面に加えてWeb閲覧も選択できるようにします（地球環境保護の観点からWeb閲覧をお勧めしております。）。
○	○	○	事故防止アシストの提供終了	事故防止アシストの提供を終了します。 ※2024年9月30日以前始期のご契約は2024年9月30日をもって提供を終了します。

## 2025年10月1日以降始期契約の主な改定のご案内

2025年10月1日以降始期契約の主な改定は以下のとおりです。大変恐縮ではございますが、本改定に伴い、ご契約内容を見直していただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。改定の詳細やそのほかの改定については改めてご案内いたします。

### 1 インターネットでのお手続きへの移行

お客様にとって分かりやすく手続きしやすい商品を提供する観点から、ご契約内容の変更・更新等をインターネットでお手続きいただける仕組みを構築し、原則としてインターネットでのお手続きをご案内する予定です。

## 2 販売停止商品・特約等

商品・特約等のラインアップ見直しの観点から、以下の商品・特約等を販売停止します。

商品名称			販売停止の対象商品・特約等
傷害定額	ゴルフ	所得補償	
		○	所得補償
○			認知症あんしんプラン
○	○		ご契約者が法人または個人事業主のご契約
○	○		共同保険
○			就業中のみの危険補償特約
○			家族型(夫婦型、家族型、家族型(配偶者不担保))のご契約
○			特定感染症危険補償特約
○			携行品特約
○			住宅内生活用動産特約
○			救援者費用等補償特約
○			天災危険補償特約(*1) (*1)新規販売のみ停止します。
○			入院・手術保険金の対象日数・支払限度日数が 365 日・730 日のご契約
○	○		保険の対象となる方ご本人の年齢が始期日時点で満 70 歳を超える新規契約
○			保険の対象となる方ご本人の年齢が始期日時点で満 90 歳以上の更新契約

このご案内は、2024 年 10 月 1 日始期以降のトータルアシストからだの保険の改定の概要を記載したものです。詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、代理店または東京海上日動までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E2-GJ05-23026-202403



国内旅行傷害保険等の  
2024年10月1日以降始期契約のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

**国内旅行傷害保険等 商品改定のご案内**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております国内旅行傷害保険等について、2024年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある対象商品について、下記のとおり改定いたします。

改定する商品

①国内旅行傷害保険	②クレジットカード用国内旅行傷害保険
-----------	--------------------

対象商品		改定項目	概要
①	②		
○	○	みなし通院における「ギプス等」の規定改定	通院日数にかかわる「ギプス等」の規定を自賠責保険の支払基準に合わせます。
○		その他約款改定	商品間整合等を目的として、携行品損害担保特約の約款を明確化します。

このご案内は、2024年10月1日以降始期の国内旅行傷害保険等の改定の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-23020-202312